

2012年10月23日

マスミューチュアル生命  
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券を通じ、  
「エムソリューションⅢ年金型(米ドル建)」「エムソリューションⅢ年金型(豪ドル建)」を販売開始



マスミューチュアル生命保険株式会社(本社:東京都江東区、代表取締役社長:溝口 賢典、以下マスミューチュアル生命)は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社(本社:東京都千代田区、取締役社長 最高経営責任者:豊泉 俊郎)を通じ2012年10月24日より『エムソリューションⅢ年金型(米ドル建)』(正式名称:積立利率金利連動型年金(米ドル建)-年金額確定特約付-)、『エムソリューションⅢ年金型(豪ドル建)』(正式名称:積立利率金利連動型年金(豪ドル建))の販売を開始します。

マスミューチュアル生命は、当社のロングセラー商品である円建定額年金保険に加え、米ドル建、豪ドル建個人年金保険をご提供することで、事業の柱の1つである金融機関での保険販売において、これからもお客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

## 商品の特徴

### 1. 世界主要国の金利を生かした運用

- 米国\*1の金利水準を反映した積立利率で運用しますので、日本に比べ、高い金利が享受できます。
- ご契約時に設定された積立利率は、据置期間、年金受取期間を通じて適用されますので、ご契約時に米ドル建\*2の年金額が確定します。

### 2. 選べる据置期間、受取方法

- 据置期間、年金種類、受取期間を組み合わせることができます。
- 年金は米ドル\*3または円でお受取いただけます。
- 円でお受取りになる場合は、年1回払のほか、2回・4回・6回・12回払もお選びいただけます。

### 3. 為替リスクに対応する機能

- 年金受取時の為替レートが、設定した為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安の時だけ「円で受取り」、設定レートより円高の場合には、年金のお支払いをせず、「米ドル\*3で据え置く」ことができます。  
※特約の付加が必要となります。(年金円支払特約と為替ターゲット特約\*4)

「エムソリューションⅢ年金型(豪ドル建)」の場合、\*1~\*4につきましては以下にお読み替えてください。

\*1 豪州

\*2 豪ドル建

\*3 豪ドル

\*4 年金円支払特約Ⅱと為替ターゲット特約

「エムソリューションⅢ年金型(米ドル建)」

年金種類と取扱い範囲					
プラン	年金種類	据置期間	年金受取期間	契約年齢 (被保険者の満年齢)	年金受取 開始年齢
確定年金 プラン	確定年金 (期間指定型)	1年	10・20年	0～89歳	1～90歳
		5年		0～85歳	5～90歳
		10年		0～80歳	10～90歳
終身年金 プラン	年金総額 保証付 終身年金	0年	終身	16～89歳	16～89歳
		5年		11～85歳	16～90歳
		10年		6～80歳	

契約の取扱い																			
プラン	確定年金プラン / 終身年金プラン																		
一時払保険料/年金額*1	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。																		
① 一時払保険料	50,000 米ドル以上(100 米ドル単位) ※契約年齢が 70 歳以上の場合は、50,000 米ドル以上 5 億円(通算為替レート*2 により円換算)以下 ※保険料円入金特約を付加する場合は 500 万円以上(1 万円単位) (契約年齢が 70 歳以上の場合は 500 万円以上 5 億円以下) ※円によりお払込みいただく場合の為替レートは、TTM(対顧客電信仲値)となります。																		
② 年金額	最低:1,000 米ドル(年金円支払特約を付加しない場合6,000 米ドル) 最高:3,000 万円(通算為替レート*2 により円換算)																		
保険料払込方法	一時払のみ																		
付加される特約・特則	年金額確定特約 ・年金額確定特約 ・即時払年金特則(据置期間 0 年の場合)																		
付加できる特約	・保険料円入金特約 ・円支払特約 ・年金円支払特約 ・為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約																		
契約初期費用 (一時払保険料に対する割合)	一時払保険料に対して、下表の割合を乗じた金額を契約初期費用として控除します。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>据置期間</th> <th>10年確定年金</th> <th>20年確定年金</th> <th>据置期間</th> <th>年金総額保証付終身年金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>4.5%</td> <td>5.5%</td> <td>0年</td> <td rowspan="3">7.0%</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>5.0%</td> <td>6.0%</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>5.5%</td> <td>6.5%</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	据置期間	10年確定年金	20年確定年金	据置期間	年金総額保証付終身年金	1年	4.5%	5.5%	0年	7.0%	5年	5.0%	6.0%	5年	10年	5.5%	6.5%	10年
据置期間	10年確定年金	20年確定年金	据置期間	年金総額保証付終身年金															
1年	4.5%	5.5%	0年	7.0%															
5年	5.0%	6.0%	5年																
10年	5.5%	6.5%	10年																
年金受取時の費用	年金管理費として毎年の年金受取時に、年金額の 1% を積立金から控除します。																		
年金分割受取回数 (円でお受取りになる場合)	年 2 回・4 回・6 回・12 回払 (分割 1 回あたりの受取額は、年 2・4・6 回払は 500 米ドル以上/年 12 回払は 250 米ドル以上) ※米ドルで年金をお受取りになる場合は、年 1 回払のみとなります。																		
契約者貸付制度	お取扱いはありません。																		
配当金について	配当金はありません。																		
クーリング・オフ制度 について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。																		
その他のお取扱い について	据置期間の延長・短縮、基本保険金額の増額ならびに年金種類の変更のお取扱いはありません。																		

\*1 同一被保険者で当社の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算年金額を通算して 3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合は一時払保険料で5億円)を超えることはできません。

\*2 円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。

## 「エムソリューションⅢ年金型(豪ドル建)」

### 年金種類と取扱い範囲

年金種類	据置期間	年金受取期間	契約年齢 (被保険者の満年齢)	年金受取 開始年齢
確定年金	1年	5・10・15・20年	0～89歳	1～90歳
	3年	5・10・15・20・30年	0～87歳	3～90歳
	5年	5・10・15・20年	0～85歳	5～90歳
	10年	5・10・15年	0～80歳	10～90歳

### 契約の取扱い

一時払保険料/年金額*1	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。					
① 一時払保険料	50,000 豪ドル以上 (100 豪ドル単位) ※契約年齢が 70 歳以上の場合は、50,000 豪ドル以上 5 億円 (通算為替レート*2 により円換算) 以下 ※保険料円入金特約を付加する場合は 500 万円以上 (1 万円単位) (契約年齢が 70 歳以上の場合は 500 万円以上 5 億円以下) ※円によりお払込みいただく場合の為替レートは、TTM(対顧客電信仲値)+ 50 銭となります。					
② 年金額	最低: 1,000 豪ドル (年金円支払特約Ⅱを付加しない場合 6,000 豪ドル) 最高: 3,000 万円 (通算為替レート*2 により円換算)					
保険料払込方法	一時払のみ					
付加できる特約	・保険料円入金特約 ・円支払特約Ⅱ ・年金円支払特約Ⅱ ・為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約					
契約初期費用 (一時払保険料に対する割合)	一時払保険料に対して、下表の割合を乗じた金額を契約初期費用として控除します。					
	据置期間	年金受取期間				
		5年	10年	15年	20年	30年
	1年	5.0%	5.5%	5.5%	6.0%	-
	3年	5.0%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%
	5年	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	-
	10年	6.0%	6.0%	6.0%	-	-
年金受取時の費用	年金管理費として毎年の年金受取時に、年金額の 1% を積立金から控除します。					
年金分割受取回数 (円でお受取りになる場合)	年 2 回・4 回・6 回・12 回払 (分割 1 回あたりの受取額は、年 2・4・6 回払は 500 豪ドル以上/年 12 回払は 250 豪ドル以上) ※豪ドルで年金をお受取りになる場合は、年 1 回払のみとなります。					
契約者貸付制度	お取扱いはありません。					
配当金について	配当金はありません。					
クーリング・オフ制度 について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。					
その他のお取扱い について	据置期間および年金受取期間の延長・短縮ならびに基本給付金額の増額のお取扱いはありません。					

\*1 同一被保険者で当社の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算年金額を通算して 3,000 万円 (かつ契約年齢が 70 歳以上の場合は一時払保険料で 5 億円) を超えることはできません。

\*2 円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。

## <この2つの保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項>

下記は一部商品によって適用が異なります。

「エムソリューションⅢ年金型(米ドル建)」は米ドル建、「エムソリューションⅢ年金型(豪ドル建)」は豪ドル建と記載のある箇所をご確認ください。

なお、詳細は各商品の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご覧ください。

### ■お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。また、円貨を外国通貨に変換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

<契約初期費用(ご契約の締結等に必要となる費用)>

契約初期費用として、年金の種類、据置期間および年金受取期間に応じ、一時払保険料から控除します。

\*米ドル建:一時払保険料の4.5%~7.0%

\*豪ドル建:一時払保険料の5.0%~6.0%

<保険期間中の費用>

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

<外国通貨のお取扱いに必要となる費用について>

- 米ドル建(または豪ドル建)の保険料を円貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料を米ドル(または豪ドル)でお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、当社からお支払いする年金等を米ドル(または豪ドル)でお受取りになる際や、その米ドル(または豪ドル)を円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。
- 豪ドル建の場合は、「保険料円入金特約」の付加により保険料を円貨でお払込みいただく場合、および「円支払特約Ⅱ」「年金円支払特約Ⅱ」の付加により年金等を円貨でお受取りになる場合の為替レートとTTM(対顧客電信仲値)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

保険料円入金特約の為替レート	TTM + 50銭
円支払特約Ⅱ/年金円支払特約Ⅱの為替レート	TTM - 50銭

\* TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2012年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

### ■市場リスク・為替リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、当社所定の方法により計算された積立利率で運用しており、将来の年金額がご契約時点において米ドル(または豪ドル)で確定する年金保険です。据置期間中の解約払戻金、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。また、この保険は為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等のご契約時円換算額を下回り、損失を生じるおそれがあります。

### ■市場リスク・為替リスク以外で、次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

- ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- 据置期間が短いご契約の場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括受取をした場合、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

## マスミューチュアル生命について

### MassMutual Life Insurance Company

「マスミューチュアル生命」は、米国総合金融グループ「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」の一員です。

#### 格付けについて

当社はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA-」の評価を受けています。

AA-

保険財務力格付け  
スタンダード&プアーズ社

※上記の格付けは2012年10月22日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。

マスミューチュアル生命の URL: [www.massmutual.co.jp](http://www.massmutual.co.jp)

#### マスミューチュアル・フィナンシャル・グループについて

マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニー(米国マスミューチュアル)は、1851年創業の大手生命保険相互会社であり、会員及び利益配当付保険契約者のために運営されています。当社はその長い歴史にわたって健全な財務体質と好調な業績を維持しており、配当保証はしていませんが、1860年代以降、適格利益配当付保険契約者に対し毎年配当を実施してきました。米国マスミューチュアルでは、終身生命保険をベースとしつつ生命保険、障害者所得保険、長期介護保険、退職/401(k)プランニングサービス、年金保険などお客様の金融ニーズに合わせた商品を提供しています。さらに、拡大する当社の強力な金融専門家のネットワークにより、お客様が財産を長期的に管理される上での確かな決断を下されるよう助力しています。

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」は、マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーならびにその関係会社および販売代理店を指すマーケティング・ネームです。米国マスミューチュアルはマサチューセッツ州スプリングフィールドに本拠を有しており、主要関係会社には、バブソン・キャピタル・マネジメント・LLC、その子会社であるコーナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、ザ・ファースト・マーカンタイル・トラスト・カンパニー、マスミューチュアル・インターナショナル・LLC、MML・インベスターズ・サービス・インク、メンバーズ FINRA & SIPC、オープンハイマー・ファンド・インク、ザ・マスミューチュアル・トラスト・カンパニー・FSB が含まれます。

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループの URL: [www.massmutual.com](http://www.massmutual.com)

#### マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの格付け

AA+

保険財務力格付け  
スタンダード&プアーズ社

※上記の格付けは2012年10月22日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。